

目 次

あいさつ							
代表理事挨拶	全国競売評価	Tネットワーク 代	表理事	萩原	謙介	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
開催地挨拶	東京競売不動	协産評価事務研究会	会長	神川	清		3
特別寄稿							
最近の不動産競売市場	場の動向	不動産	鑑定士	田辺	和夫		4
7,000		1 2/4/			11.7		
委員会報告							
データ収集・分析研究	究委員会	į	委員長	傳田	和之		12
企画委員会			委員長	大友	洋		17
広報委員会			委員長	吉川	和弥		19
A W 女只 A			女只以	ΠЛΙ	4H 3/11		13
寄稿							
札幌地方裁判所管内6	の今知 4 年 5 日 4	かた Ω 日本却公の不	動産の言	三土山上〉	日 _ 今到	7元年レレ転1	7
		アウラ万元却ガックへ 民事第4部 部総:		田中	元一中和 寛明	1儿平こ儿戦し	21
		氏争免4前	伯刊爭	四十	見明		21
執行官から見た強制競	克 元争件	A. 人 成 上 土 如 武 :	协仁合	H- > -	L.TH-L		00
了利克拉士事 从 > 60	00 F	仙台地方裁判所	執行官	佐々ノ	木和志	•••••	23
不動産競売事件この2			-+ -	t → r →	L		0=
		下動産売却係 主任		板垣	正之	•••••	25
津地方裁判所管内に							
• •		民事部執行係 主任		石川	寛	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	27
京都地方裁判所におり							
	京都地方表	战判所 第5民事部	判事	小林	圭那子	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	29
徳島地方裁判所におり	する不動産執行	事件の実情と課題に	ついて				
	徳島地方裁判	列所 民事部 部総	括判事	島戸	真		31
不動産競売係に戻って	てきて感じるこ	と					
	松江	L地方裁判所 主任	書記官	三宅	雅也		33
鹿児島地方裁判所に	おける不動産競	売事件の実情等					
角	尼 児島地方裁判所	斤 民事第3部 総	括判事	桂木	正樹		35
ブロック報告							
ー札幌ブロックー							
札幌競売不動産評価等	事務研究会			奥村	篤		37
函館競売評価事務研究					芳樹		39
旭川競売不動産評価等				世木			40
釧路競売不動産評価				合田	修		40
一仙台ブロックー	F 137 191 7 L Z			μш	פיו		10
仙台競売不動産評価	主教研究人			江澤	亜樹		42
福島競売不動産評価語					果元弘 ス末掛	•••••	43
山形競売不動産評価語					子直樹	•••••	45
盛岡競売不動産評価				東野	成紀	•••••	46
秋田競売不動産評価				戸澤	一喜	•••••	47
青森競売不動産評価	事務研究会			駒木	功	•••••	49
ー東京ブロックー							
東京競売評価事務研究	究会			神川	清	•••••	50
東京地方裁判所立川	支部評価事務研究	究会		内田	憲一	•••••	51
横浜競売不動産評価	事務研究会			大橋	政善		53
さいたま競売不動産	評価事務研究会			伊勢	秀		55
千葉競売不動産評価等	事務研究会			結城	敏勝		56

広告掲載 民事法研究会					118
編集後記	広報委員会副委員長	坂井	愼一		116
事務局だより	事務局	江藤	和臣		114
組織図 2022年度 全国競売評価ネットワーク組	織図				111
那覇競売評価事務研究会		玉那罩	顕兼雄	•••••	110
鹿児島競売評価事務研究会			修郎		
宮崎競売不動産評価事務研究会			火賢一		
熊本競売評価事務研究会			毅彦		
大分競売評価事務研究会			部洋一		
長崎競売不動産評価事務研究会			浩一		
佐賀競売不動産評価事務研究会			亮介		
福岡競売不動産評価事務研究会		岩隈	良弘		99
松江競売不動産評価事務研究会 ー福岡ブロックー		何尽	主	•••••	98
鳥取競売評価事務研究会 松江叢嘉不動瓷評価事務研究会		馬野清原	好雅 至		97
岡山競売評価研究会 自取競売評価再 な 研究会			易一郎	•••••	96
山口競売不動産評価事務研究会		原田	一雄	•••••	95
広島競売不動産評価事務研究会		中村	真二	•••••	93
-広島ブロック-					
松山競売不動産評価事務研究会		髙月	新介		91
高知競売不動産評価事務研究会		清水	卓		90
徳島競売評価事務研究会		澤嶋	鉄哉		88
高松競売不動産評価事務研究会		清水	直樹		86
和歌山親冗評価事務研究会 一高松ブロックー		机增	垄倒		60
大津競売不動産評価事務研究会 和歌山競売評価事務研究会		小西 新増	靖則 基樹		84 85
奈良競売不動産評価事務研究会		藤井	敬裕	•••••	80
神戸競売不動産評価事務研究会		尾﨑	潤	•••••	79
京都競売評価事務研究会		西井	雅志		78
大阪競売評価事務研究会		正井	智子	•••••	77
一大阪ブロックー					
富山競売不動産評価事務研究会		宮川	裕司		76
金沢競売評価事務研究会		武田	昭男		75
福井競売不動産評価事務研究会		奥田	茂		74
岐阜競売不動産評価事務研究会		荒山	徳統		73
三重不動産評価事務研究会		岡原	康志		72
名古屋競売不動産評価事務研究会		樋沢	武司		70
新		以上膝	141 →		80
長野競売評価事務研究会 新潟競売評価事務研究会		金子近藤	和寛 伸二		67 68
山梨競売不動産評価事務研究会		鶴田	郁哉		65 67
静岡競売評価事務研究会		田中	弘樹	•••••	64
前橋競売評価事務研究会		石川	直美	•••••	62
宇都宮競売不動産評価事務研究会		坂本	嘉男		60
水戸競売不動産評価事務研究会		藤沼	宏明		59



最近の不動産競売市場の動向



新型コロナウイルス感染症拡大のパンデミックが発生してから3年が経過しました。感染症拡大が始まった令和2年4月に緊急事態宣言が発出されたことから、強制競売等の緊急性の高い案件を除いて不動産競売の事務処理が停止され、競売市場にも新型コロナウイルス感染症拡大による影響が見られました。その後、新型コロナウイルスの特性と変異の実態が明らかになったこと、国民へのワクチン接種が進行したことと経済再生との兼ね合いから、政府は新型コロナの感染症法上の位置づけの見直しなどウィズコロナ下の政策へと大きく舵が切られようとしています。

本稿では、新型コロナ禍前2年間(平成30年度から令和元年度)と、コロナ禍における直近3年間(令和2年度から令和4年度)を中心にした不動産競売市場の動向をご報告いたします。

1. はじめに

本稿は、裁判所が運営しているインターネットによる情報提供サイト「BITシステム*1」の売却結果に掲載された①東京地方裁判所本庁(以下、「東京地裁本庁」という)、②大阪地方裁判所本庁(以下、「大阪地裁本庁」という)、③名古屋地方裁判所本庁(以下、「名古屋地裁本庁」という)の情報データを私的にダウンロードして司法年度*2年に集計したものです。売却データは期間入札*3のみとし、特別売却は除外しています。

また、買増率 2 * 3 の集計にあたっては、売却 基準価額の10倍を超えるものについては、異常値 として除外する処理を行っています。

- *1 BITシステム:高品質で均一な競売物件情報等をインターネットで提供し、幅広く買受希望者を募ることを目的として、平成14年8月に導入された不動産競売物件情報サービス。現在では不動産競売事件を取り扱う全ての裁判所が参加して各種情報提供を行っています。令和2年のBITのトップページのアクセス数は月約48万件、①裁判所書記官が作成する物件明細書、②執行官が作成する現況調査報告書、③評価人が作成する評価書の3点セットのダウンロード数は月約55万件で、競売手続の利用者に広く定着をしています(出典:一般財団法人金融財政事情研究会「事業再生と債権管理秋号2021年10月5日」)。
- *2 司法年度:裁判事務取扱のために定められている司法年度は、暦年と同じ1月1日から12月31日です。
- *3 買増率2:落札価額と一般不動産市場における 取引価格水準との関係を把握することを目的に、 落札価額÷(売却基準価額÷競売市場修正率)に より求めた比率です。買増率2の計算に用いた 競売市場修正率は、各評価事務研究会へのヒア リング等をもとに行っていますが、地域や種別 毎に異なる割合を設定している場合や期間の途 中で競売市場修正率を変更している裁判所があっ て、個別の物件に対応した競売市場修正の把握 に限界があることにご留意下さい。

2. BIT システムに公開される不動産競売物件の 種別とその構成割合

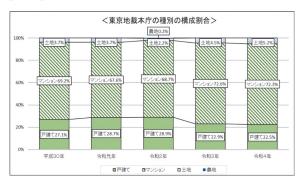
BIT システムに公開される不動産競売物件は、 土地・戸建て・マンション・その他(農地等)の 種別に分類されています。これら種別の構成割合 は、各裁判所管轄地域の土地利用のあり方によっ て大きく異なっています。高度利用の進む都市部 においては、戸建てのほかマンションの占める割合が高く、地方都市では、戸建ての割合が高い傾向にあり、売却困難物件である農地が一定程度混在しています。農地の割合が20%を越える裁判所もあります。

東京地裁本庁の売出物件の種別ごとの構成割合は、全体の70%前後をマンションが占め、戸建てが30%弱、土地は2%~5%です。農地は極めて少なくその殆どが島嶼部です。この傾向は平成20年度以降大きな変化はありませんでしたが、コロナ禍に突入した令和3年度・令和4年度はマンションが過去最高の72%台になりました。マンションが過半を占めるのは、土地の高度利用が進んでいる東京地裁本庁の特徴です。近時の傾向として築浅マンションやタワーマンション、ハイグレードなマンションなどの人気物件が増えてきています。

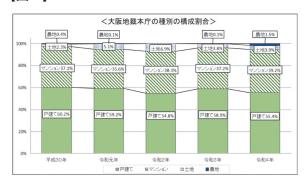
大阪地裁本庁は、東京地裁本庁とは異なり、戸建てが全体の55%から60%と過半を占めており、マンションは35%から39%、土地は2%~7%で農地は僅かです。

名古屋地裁本庁は、戸建てが45%~47%、マンションが33%~44%で、土地及び農地の占める割合が東京地裁本庁及び大阪地裁本庁より高いのが特徴です。

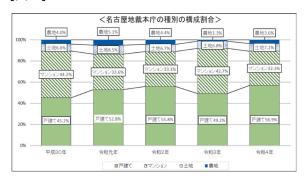
【図1】



【図2】



【図3】



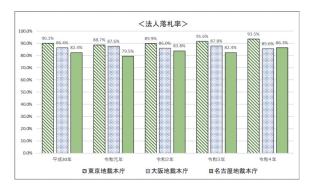
3. 落札者資格

BIT データの落札者資格は、個人と法人の2つに分類されています。これは必ずしも個人と不動産業者との識別と一致するものではありませんが、農地を除きある程度の関連性が認められると推察されます。

法人落札率は、東京地裁本庁が90%前後、大阪 地裁本庁は85%強、名古屋地裁本庁は80%前後で 推移しており、法人の多くは不動産取引業者であ ると推測されることから、競売市場の背後には広 範な二次市場が形成されていると思われます。こ のことから、分割再販可能な物件やリフォーム・ リノベーションによる付加価値を付けて再販しや すいマンション等に人気が集中する傾向が見られ ます。



【図4】

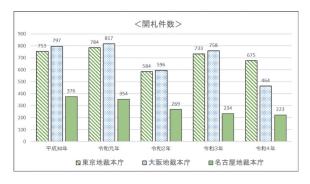


4. 開札件数(供給量)

開札件数は、途中で取り下げられることなく売却が実施された事件数(不売等で複数回開札にかけられているものは、それぞれを1回として集計)で、各裁判所における1年間の総供給量を表しています。

新型コロナウィルス感染拡大に伴って、令和 2年4月以降予定されていた期間入札を一時中 止する措置がとられたことから、東京地裁本庁 の令和2年度の開札件数(供給量)は前年度比 で△25.5% (前年+4.1%)、大阪地裁本庁は同 △27.1% (前年+2.5%)、名古屋地裁本庁は同 △24.0% (前年△5.9%) といずれも大幅な減少 となりました。その後、緊急事態宣言は解除さ れ、中止していた期間入札が順次再開され、東京 地裁本庁及び大阪地裁本庁における令和3年度の 開札件数は、コロナ禍前である令和元年度の水準 近くにまで回復しましたが、令和4年度は再び東 京地裁本庁が△7.9%の減少、大阪地裁本庁は△ 38.8%の大きな減少となりました。一方、名古屋 地裁本庁はコロナ禍前から続く減少傾向に歯止め がかからず、開札件数は8年連続の減少となって います。

【図5】



5. 総入札数 (需要量)

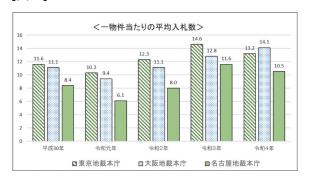
開札件数が競売市場の供給量を表すのに対し、 総入札数は競売市場の需要量(顧客の量)を示す 資料です。平均入札数は総入札数を売却件数で除 したもので、東京地裁本庁、大阪地裁本庁及び名 古屋地裁本庁における総入札数はいずれも平成25 年度をピークに減少傾向で推移していましたが、 東京地裁本庁の令和3年度における対前年比は 49.3%の増加で5年振りに1万件の大台を回復し、 平成26年度から8年連続した減少傾向に歯止めが かかりました。大阪地裁本庁の令和3年度の対前 年比は49.2%の増加で4年前の水準近くに回復、 名古屋地裁本庁の令和3年度の前年度比は34.9% の増加で3年前の水準近くにまで回復しました。 令和4年度はこれら前年の大幅増加の反動がみら れ、東京地裁本庁は△16.8%の減少、大阪地裁本 庁は△31.2%の減少、名古屋地裁本庁は△16.8% の大きな減少となりました。

1 物件当たりの平均入札件数は、令和3年度は 東京地裁本庁2.3ポイント、大阪地裁本庁は1.7ポイント、名古屋地裁本庁は3.6ポイントの増加で、 いずれも2年続けての増加となりましたが、令和 4年度は東京地裁本庁1.4ポイントの減少、大阪 地裁本庁は1.3ポイントの増加、名古屋本庁は1.1 ポイントの減少となりました。しかし、東京地裁 本庁は平成25年度から10年連続して1物件当たり 10札以上を堅持しています。

【図6】



【図7】



<Column-1>

超人気物件

東京地裁本庁では、1回の期間入札において1物件に30札を遥かに超える超人気物件があります。種別ごとの件数では、リフォーム・リノベーションによる付加価値を付けることが容易なマンションが多く、最大入札数の物件は、希少性のある戸建て物件である場合が多いようです。

過去最大の入札数は JR の駅近接の戸建ての物件で、なんと 1 物件に109札の応札がありました。因みに、この物件の買増率 2 (落札価額÷(売却基準価格÷競売市場修正率))は約200%でした。

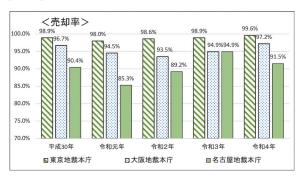
6. 売却率

東京地裁本庁における売却率は、平成22年度から13年間連続して95%を越えており、平成25年度からは10年連続で98%超えの高い水準で推移し、 直近の令和4年度は統計を取り始めて以来最高値 の99.6%を記録しました。

大阪地裁本庁の売却率も、平成25年度から10年連続して95%前後の高い水準で推移し、直近の令和4年度は統計を取り始めて以来最高値の97.2%を記録しました。

名古屋地裁本庁の売却率は、東京地裁本庁及び 大阪地裁本庁に比べると若干低位にありますが、 東京・大阪に比べて市場規模が小さいことと、農 地などの売却困難物件の多寡が関係していると考 えられます。売却率は令和元年度に過去2番目の 低さとなる85.3%に低下しましたが、その後令和 2年度から2年連続で増加し、令和3年度及び令 和4年度は2年連続で90%台になっています。

【図8】



全国多くの裁判所でマンションの売却率は戸建の売却率を上回っています。下記【図9】のグラフは東京地裁本庁、大阪地裁本庁及び名古屋地裁本庁におけるマンションの売却率の推移です。折れ線グラフ部分は(株)不動産経済研究所発表の「首都圏新築分譲マンション市場動向」の東京23区と「近畿圏新築分譲マンション市場動向」の大阪市の平成30年から令和4年までの業績契約率(年間契約件数を年間供給件数で除したもの)の推移です。

東京地裁本庁のマンションの売却率は、平成20年度から15年連続で90%を越え、平成25年度からは10年連続で98%を越えており、コロナ禍の令和3年度、令和4年度は2年連続して99%台になっています。

大阪地裁本庁のマンションの売却率は、平成20



年度以降89%台が2度あったほかは95%越えが多く、令和4年度は過去最高の98.4%になっています。

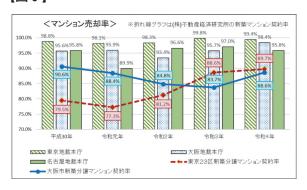
名古屋地裁本庁も平成20年度以降89%台が2度 あったほかは95%越えが多く、東京地裁本庁及び 大阪地裁本庁と同様に高売却率が続いています。

一方、東京23区の一般市場における直近5年間の新築分譲マンションの業績契約率は、令和元年に2.2ポイント減少した後、令和2年からは3年連続で増加をしました。

大阪市内の業績契約率は、平成30年から4年連続して減少していましたが、令和4年は4.9ポイントの増加になりました。

新築分譲マンションと中古マンションとの違いはありますが、東京地裁本庁、大阪地裁本庁の競売市場におけるマンションの売却率は、一般市場における新築分譲マンションの業績契約率を上回っています。

【図9】



7. 平均買増率及び買増率 2

執行裁判所が採用している期間入札方式は、買受可能価額以上で最も高額の入札をした者を最高価買受申出人と定め、裁判所が売却の許否を決定して売却し、換価・配当等をする手続です。落札価額は、買受可能価額を下限としてそれよりも高額に入札された価額の範囲で決定されます。落札価額と売却基準価額若しくは一般不動産市場における取引価格水準との乖離を判断する資料として、下記計算式で求めた買増率及び買増率2があります。

買 增 率:落札価額:売却基準価額

買增率2:落札価額÷(売却基準価格÷競売

市場修正率)

売却基準価額は、競売市場修正率を乗じて求めるため、実際の入札による落札価格と一般不動産市場における取引価格水準との関係を把握することを目的に求めた比率が買増率2です。買増率2が100%を超えていれば、一般不動産市場での取引価格水準と同程度若しくはそれ以上である可能性が高いことを意味します。

(注) 買増率2の計算に用いた競売市場修正率は、対象 地裁の評価事務研究会等によるヒアリングをもと に行っていますが、地域や種別ごとに異なる割合 を設定している場合や期間途中で変更されている 場合があり、各物件に対応した個別修正に限界が あることにご留意ください。

東京地裁本庁及び名古屋地裁本庁の買増率2 は、平成22年度から13年連続、大阪地裁本庁は平 成21年度から14年連続で100%を超えており、巷 間でよく言われている「競売で安く売られてしま う」は、大都市においては事実と異なることが統 計データで分かります。

東京地裁本庁では、平成28年度に平均買増率が過去最高の180.3%に達し、評価額が入札希望価格の判断や超過売却の判断指標として適格性を欠くことになるとの考えから、競売市場の実態をより正確に評価に反映させるため、平成29年3月1日以降の評価から従来の競売市場修正率を0.7(減価率30%)から0.8(減価率20%)に見直す決定を行いました。この結果、平成29年度以降の平均買増率はほぼ適正水準に戻っています。

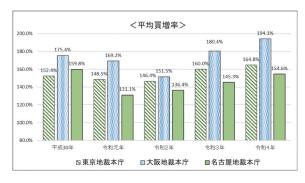
令和4年度の東京地裁本庁の平均買増率は、前年度の160.0%から4.8ポイント上昇して164.8%(前年は13.6ポイントの上昇)、買増率2は前年度の129.0ポイントから2.8ポイント上昇して131.8%(前年は12.1ポイントの上昇)になりました。

令和4年度の大阪地裁本庁の平均買増率は、前年度の180.4%から13.7ポイント上昇して194.1%(前年は28.9ポイントの上昇)、買増率2は前年度の128.2ポイントから14.5ポイント上昇して142.7%(前年は19.4ポイントの上昇)になりました。

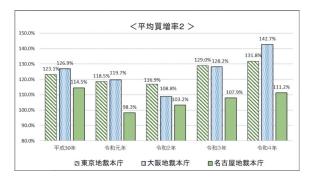
令和4年度の名古屋地裁本庁は、前年度の145.3%から9.3ポイント上昇して154.6%(前年は8.9ポイントの上昇)、買増率2は前年度の107.9ポイントから3.3ポイント上昇して111.2%(前年は4.7ポイントの上昇)になっています。

東京地裁本庁、大阪地裁本庁、名古屋地裁本庁 いずれも直近2年の買増率は連続して上昇してお り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は見ら れません。

【図10】



【図11】



<Column-2>

高額物件

東京地裁本庁では、売却価額が億単位の物件が多数存在し、10億円を超える大型物件も見られます。競売物件の特徴として一般市場には殆ど出回らないような希少物件が競売にかけられることがあって、これらが高額で落札されるようです。

統計を取り始めて15年のうち50億円を越える超高額物件が6件あり、種別の内訳は戸建てが5件で、残り1件は土地です。因みに、マンションの最高落札価額は32.5億円です。

過去における最高落札価額は総額65億円の 戸建で、JR駅に近い地積3,000㎡超の築浅の 店舗付共同住宅一棟の物件です。買増率2は 113%でほぼ適正価額での落札でしたが、第 三者占有のある高額物件であることからか他 に応札したライバルはいませんでした。

8. 東京地裁本庁・大阪地裁本庁・名古屋地裁本 庁の直近5年間の各種競売物件の動向一覧

東京地裁本庁及び大阪地裁本庁の開札件数と売却件数は、平成21年度をピークに平成30年度まで概ね下落基調で推移しました。新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和元年度に7年振りの上昇となった売却件数は、新型コロナウイルス感染のパンデミックの発生により、令和2年度は大きな落ち込みとなりました。令和3年度は前年下落の反動から前年下落部分を取り戻す上昇となりましたが、令和4年度は再び下落になっています。名古屋地裁本庁の開札件数と売却件数は、平成27年度から9年連続して下落し、令和3年度の東京地裁本庁及び大阪地裁本庁のような前年の大幅下落の反動増は見られませんでした。

東京地裁本庁、大阪地裁本庁及び名古屋地裁本 庁のこの間の売却率は、いずれのも高水準を維持 しており、コロナ禍による影響は見られませんで した。

東京地裁本庁及び大阪地裁本庁の買増率2は、



直近の令和3年度、令和4年度は大きく上昇して ④買増率2 います。名古屋地裁本庁の買増率2は、コロナ禍 である令和2年度、令和3年度、令和4年度とい ずれも上昇となりました。

最後に東京地裁本庁、大阪地裁本庁及び名古屋 地裁本庁の競売市場の各種データを掲載して、本 稿のご報告といたします。

①開札件数

14 M P	平成30年	(H30.1~H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
地裁名	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向
東京地裁本庁	753	(2.35)	784	(4.1%)	584	(-25.5%)	733	(25.5%)	675	(-7.9%)
大阪地裁本庁	797	(-13.6%)	817	(2.5%)	596	(-27.1%)	758	(27.2%)	464	(-38.8%)
名古屋地裁本庁	376	\Rightarrow	354	\Rightarrow	269	V	234	7	223	\Rightarrow
		(-1.6%)		(-5.9%)		(-24.0%)		(-13.0%)		(-4.7%)

②売却件数

14 40 0	平成30年(H30.1~H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
地裁名	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向
東京地裁本庁	745	(2.1%)	768	(3,1%)	576	(-25,0%)	725	(25.9%)	672	(-7.3%)
大阪地裁本庁	771	(-13.3%)	772	(0.1%)	557	(-27.8%)	719	(29.1%)	451	(-37.3%)
名古屋地裁本庁	340	(-2.3%)	302	(-11.25)	240	(-20.5%)	222	(-7.5%)	204	(-8.1%)

③売却率

16. 49. 71	平成30年(H	H30.1~H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
地裁名	売却率	対前年動向	売却率	対前年動向	売却率	対前年動向	売却率	対前年動向	売却率	対前年動向
東京地裁本庁	98.9%	(-0.3%)	98.0%	(-0.9%)	98.6%	(0.6%)	98.9%	(0.3%)	99.6%	(0.7%)
大阪地裁本庁	96.7%	(0.3%)	94.5%	(-2.2%)	93.5%	(-1.0%)	94.9%	(1.4%)	97.2%	(2.3%)
名古屋地裁本庁	90.4%	(-0.7%)	85.3%	(-5.1%)	89.2%	(3.9%)	94.9%	(5.7%)	91.5%	(-3.4%)

		平成30年()	H30.1~H30.12)	令和元年(F	131.1~R1.12)	令和2年(R2.1~R2.12)	令和3年(R3.1~R3.12)	令和4年(R4.1~R4.12)
	地裁名	買增率2	対前年動向	買增率2	対前年動向	買増率2	対前年動向	売却率	対前年動向	売却率	対前年動向
東	総合	123.1%	(-1.1%)	118.5%	(-4.6%)	116.9%	(-1.6%)	129.0%	(12.1%)	131.8%	(2.8%)
京地裁本	戸建て	138.1%	(7.4%)	120.2%	(-17.9%)	122.2%	(2.0%)	135.8%	(13.6%)	144.3%	(8.5%)
庁	マンション	115.7%	(-5.0%)	116.8%	(1.15)	114.5%	(-2.3%)	125.2%	(10.7%)	126.5%	(1.35)
大	総合	126.9%	(6.7%)	119.7%	(-7.2%)	108.8%	(-10.9%)	128.2%	(19.45)	142.7%	(14.5%)
阪地裁本	戸建て	128.6%	(4.3%)	123.8%	(-4.8%)	111.1%	(-12.7%)	137.6%	(26.5%)	152.2%	(14.6%)
řΤ	マンション	122.3%	(7.3%)	111.8%	(-10.5%)	103.2%	(-8.6%)	117.4%	(14.2%)	136.7%	(19.3%)
名	総合	114.5%	(9.5%)	98.3%	(-16.2%)	103.2%	(4.9%)	107.9%	(4.75)	111.2%	(3.3%)
古屋地裁	戸建て	110.3%	(2.4%)	97.9%	(-12.4%)	102.7%	(4.8%)	110.4%	(7.7%)	116.7%	(6.35)
本庁	マンション	115.2%	(6.4%)	113.8%	(-1,4%)	105.6%	(-8.2%)	106.9%	(1.3%)	109.7%	(2.85)

⑤買増率100%未満の割合

地裁名	平成30年(H	30.1~H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
电数名	100%未満	対前年動向	100%未満	対前年動向	100%未満	対前年動向	100%未満	対前年動向	100%未満	対前年動向
東京地裁本庁	4.3%	\Rightarrow	5.3%	\Rightarrow	6.3%	\Rightarrow	2.2%	\Rightarrow	1.9%	\Rightarrow
		(1.8%)		(1.0%)		(1.0%)		(-4.15)		(-0.3%)
大阪地裁本庁	4.4%	(-0.1%)	6.1%	(1.7%)	7.4%	(1.3%)	5.8%	(-1.6%)	3.8%	(-2.0%)
名古屋地裁本庁	8.2%	\Rightarrow	13.9%	\Rightarrow	20.0%	\Rightarrow	6.8%	>	8.3%	\Rightarrow
		(-1.6%)		(5.7%)		(6.1%)		(-13.2%)		(1.5%)

⑥買増率3倍以上の割合

地 裁 名	平成30年()	H30.1~H30.12)	令和元年(H	I31.1∼R1.12)	令和2年(F	R2.1~R2.12)	令和3年(F	3.1~R3.12)	令和4年(R4.1~R4.12)	
电极力	3倍以上	対前年動向	3倍以上	対前年動向	3倍以上	対前年動向	3倍以上	対前年動向	3倍以上	対前年動作
東京地裁本庁	3.1%	\Rightarrow	1.8%	\Rightarrow	2.4%	\Rightarrow	2.2%	\Rightarrow	3.0%	\Rightarrow
		(-0.2%)		(-1.3%)		(0.6%)		(-0.2%)		(0.8%)
大阪地裁本庁	4.0%	\Rightarrow	2.2%	\Rightarrow	3.8%	\Rightarrow	5.7%	\Rightarrow	5.8%	\Rightarrow
		(0.2%)		(-1.8%)		(1.6%)		(1.9%)		(0.1%)
名古屋地裁本庁	2.4%	\Rightarrow	1.7%	\Rightarrow	2.5%	\Rightarrow	1.8%	\Rightarrow	2.5%	\Rightarrow
		(1.8%)		(-0.7%)		(0.8%)		(-0.75)		(0.75)

⑦総入札件数

地裁名	平成30年(H	30.1~H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
地裁名	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向
東京地裁本庁	8,676	7	7,900	(-8.9%)	7,112		10,621	1	8,840	>
大阪地裁本庁	8,521	(-11.2%)	7,257	(-14.85)	6,190	(-10.0%)	9,237	(49.3%)	6,354	(-16.8%)
名古屋地裁本庁	2,869	(-4.5%)	1,840	(-35.9%)	1,910		2,577	(34.9%)	2,145	(-16.85)

⑧平均入札数 (一物件当たり)

14 # 7	平成30年(H	30.1~H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
地裁名	札数	対前年動向	札数	対前年動向	札数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向
東京地裁本庁	11.6	(-13.4%)	10.3	(-11.2%)	12.3	(19.4%)	14.6	(18.7%)	13.0	(-11.0%)
大阪地裁本庁	11.7	(51.9%)	7.1	(-39.3%)	11.1	(56.3%)	12.8	(15.3%)	14.1	(10.2%)
名古屋地裁本庁	7.5	(-6.3%)	5.0	(-33.3%)	8.0	(60.0%)	11.6	(45,0%)	10.5	(-9.5%)

⑨債権回収額

地裁名	平成30年(H	30.1~H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
电报名	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向	件数	対前年動向
東京地裁本庁	308.4億円	**	376.6億円	<i>\rightarrow</i>	212.5億円	2	246.3億円		364.1億円	1
		(-6.2%)		(22.1%)		(-43.6%)		(15.9%)		(47.8%)
大阪地裁本庁	157.0億円	\Rightarrow	204.4億円	<i>></i>	135.2億円	<u>\</u>	233.5億円	Î	128.8億円	7
		(-6.9%)		(30.2%)		(-33.9%)		(72.7%)		(-44.8%)
名古屋地裁本庁	65.2億円		53.5億円	V	47.0億円	\Rightarrow	44.6億円	\Rightarrow	100.1億円	
		(13.8%)		(-17.9%)		(-12.1%)		(-5.1%)		(124.4%)

⑪取下率

16 49 7	平成30年()	I30.1∼H30.12)	令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
地裁名	取下率	対前年動向	取下率	対前年動向	取下率	対前年動向	取下率	対前年動向	取下率	対前年動向
東京地裁本庁	17.0%	(-1,9%)	17.0%	(0.0%)	16.9%	(-0.1%)	17.1%	(0.2%)	16.9%	(-0.2%)
大阪地裁本庁	9.3%	(-2.7%)	12.15	(2.8%)	7.7%	(-4.4%)	12.4%	(4.7%)	14.7%	(2.3%)
名古屋地裁本庁	12.6%	(-0.8%)	11.3%	(-1.3%)	11.2%	(-0.15)	15.5%	(4.3%)	10.4%	(-5.1%)

⑩一物件当たりの債権回収総額の中央値

地 裁 名		平成30年(H30.1~H30.12)		令和元年(H31.1~R1.12)		令和2年(R2.1~R2.12)		令和3年(R3.1~R3.12)		令和4年(R4.1~R4.12)	
		戸建て	対前年動向	戸建て	対前年動向	戸建て	対前年動向	戸建て	対前年動向	戸建て	対前年動向
東京地裁本庁	総合	22,969千円	(-0.3%)	23,001千円	(0.1%)	24,048千円	(4.6%)	22,581千円	(-6.1%)	26,000千円	(15.1%)
	戸建て	34,017千円	(-3.1%)	37,000千円	(8.8%)	35,000千円	(-5.4%)	37,010千円	(5.7%)	44,120千円	(19.2%)
	マンション	20,780千円	(2.5%)	18,825千円	(-9.4%)	21,076千円	(12.0%)	20,780千円	(-1.4%)	22,400千円	(7.8%)
大阪地裁本庁	総合	15,000千円	(-0.7%)	14,594千円	(-2.7%)	15,200千円	(4.2%)	15,180千円	(-0.1%)	16,500千円	(8.7%)
	戸建て	18,217千円	(9.1%)	16,735千円	(-8.1%)	16,555千円	(-1.1%)	18,334千円	(10.7%)	18,942千円	(3.3%)
	マンション	11,585千円	(-6.5%)	12,900千円	(11.4%)	13,111千円	(1.6%)	12,912千円	(-1.5%)	15,311千円	(18.6%)
名古屋地裁本庁	総合	14,435千円	(21.2%)	13,250千円	(-8.2%)	13,609千円	(2.7%)	14,575千円	(7.15)	18,079千円	(24,0%)
	戸建て	17,900千円	(9.3%)	15,091千円	(-15.7%)	16,100千円	(6.7%)	20,202千円	(25.5%)	21,590千円	(6.9%)
	マンション	12,944千円	(28.0%)	11,000千円	(-15.0%)	10,213千円	(-7.2%)	11,201千円	(9.7%)	12,400千円	(10.7%)